第193回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会　議事概要

開催日時：令和８年９月14日（月）13：10～14：34

場　　所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎４号館８階）

出 席 者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、宇野二朗構成員、大橋真由美構成員、髙橋滋構成員、平田彩子構成員

〔政府〕橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室長、藤原俊之内閣府地方分権改革推進室参事官、佐々木奈佳内閣府地方分権改革推進室参事官、大上明子内閣府地方分権改革推進室参事官、黒田夏子内閣府地方分権改革推進室参事官、福西竜也内閣府地方分権改革推進室参事官、澤野宏内閣府地方分権改革推進室企画官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省庁の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和８年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省庁からのヒアリング）

関係府省庁からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番30：PPP（LABV方式）を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業（法定建替）の適用拡大等（内閣府、国土交通省）＞

（大橋部会長）前回、具体的な要件を検討いただきたいということで、要件を提示いただいた。事前の確認として、２次回答の中に極めて慎重な検討を要することから、直ちに法改正等は困難という記述があったが、今回の提案を受けたような形で、新しいバージョンの法定建替事業を公営住宅法とかそういう法律の中にすぐに設けることは難しいということか。それとも、研究会を行い、何年か後に法定の要件を用意するということを展望に置いているということなのか。それとも、BOTと同じような形で現行の枠組みの中で先ほどの要件等を満たすのであれば、特段そういう法令上の手当てはしなくても、解釈で読み込んで当面やっていけるということなのか。どういったスタンスなのかを教えていただきたい。

（国土交通省）今回の御提案については、現行法の枠組みでできるだけBOT並びで活用できるような形でできないかということはより検討しながら進めたいと思っている。そうしたところの中で、今後様々な御要望、公営住宅をめぐる様々な動き、そうしたものをよく見ながら、立法事実として現行制度で難しいというようなことが仮に出てきた場合には、そうしたことも長期的には検討することはあり得るとは思っている。現時点では、今回の提案を契機とした対応ということで、今後、提案団体との調整もあろうかと思うが、今回検討しているような方向で対応が可能で、広く活用されるということで進むようであれば、その状況も見ながら検討していきたいと考えている。

（大橋部会長）現行の枠の中で個別の相談を受けて、それをこの中に落とし込むような形で、２次回答の最後に書かれている「提案内容について分析・検討を行って、結果について地方公共団体へ周知する」という個別事案の処理というのは現行法の枠の中で行っていくという理解でよろしいか。

（国土交通省）然り。

（大橋部会長）その場合、立ち退きを要求することがある場合、明文規定があれば、混乱せずに済むと思うが、現行法の解釈においても、提示いただいた要件を満たせば、それは対応できるという見通しか。

（国土交通省）今回提示させていただいている要件は、現行でもBOT方式で許容させていただいているところでもあるので、こうした要件で地域の要望が満たされて、それが進むということであれば、対応は可能と考えている。

（大橋部会長）要件を拝見すると、６番目の入居者配慮というようなものは今の建替事業でも必ず行っているようなことなので、これは入らなければいけないような内容だと思う。

その後のところで、70年とかという形で言ったら受け入れやすいと思い言ってみたが、そこは気にされないと理解している。一方、所有権の帰属を事業後に担保していただくということも重要であり、そういった条件は契約等で固められる見通しの下、この要件は考えられているということでよろしいか。

（国土交通省）然り。継続的に借り上げだけでということになった場合、事業のリスクも当然あり、それだけの条件で明渡しを認めるほどの公共性ということについては、確たるところがまだはっきりしないと思っているので、最終的に所有権が事業期間終了後に帰属するということが明確であれば、公営住宅として事業が継続されるということが明らかになるので、担保されると考えている。

（髙橋構成員）事務局にお聞きしたいのだが、この要件は、提案団体が考えている事情にマッチしている要件なのだろうか。特に、例えば③などについては、どのように提案団体は考えるのかというところがある。ジョイントベンチャーなので、そこまで考えていたのかが気になったのだが、そこは大丈夫か。

（佐々木参事官）詳細については、70年という部分のみ聞けている。そのほかの具体的な進め方、考えている仕組みについての詳細はまだ聞けていないところもあるので、提案団体にもう少し細かいところは確認していきたいと思っている。

（大橋部会長）この要件の具体例を拝見したのが今であるため、我々は70年とかそういうことで議論しようと考えていたところ、ほかの要件が出てきた。もしそちらが現行の仕組みの中の解釈において対応可能であれば、解釈の場合の要件はこういうものというのを一応提示いただいた。ただ、70年というところについては、提案団体に確認したらそれでもやっていただきたいということだったので、そこは折り合えるかなと思っている。②、③辺りで所有権帰属というような話が出てきたときに、提案団体が考えているLABV方式とここが合っているかどうかというのは、我々もまだチェックができていない段階である。

しかし、今回、要件を出していただいたことは非常に進歩である。これをベースにしながら、ここは出せる、出せないとかというような議論をして、提案の実現は現行の解釈論の中の枠では収まらないという整理になった場合には、公営住宅法に新しいバージョンの要件を設けてということにならざるを得ないと思う。それをやりたいということではなく、研究会などを開くと大変なので、できれば解釈で何とかできないかと思うが、そこは詰めて協議いただけないか。これをスタート台にしながら、提案団体の意向との関係でこれが提案に沿うものなのかどうかという点だと思う。

（国土交通省）承知した。公営住宅法でどういう対応ができるかということについては、借地借家法の特例として特別に認められている要件なので、そこに新しい要件を加えるとなると、やはり慎重な検討が必要になろうかと思う。こちらとしても今回検討させていただいた要件をベースにしながら、対応させていただければと考えている。

（大橋部会長）多分これは非常に難しいところで、提案団体に納得していただくためには、今まで設けられている建替事業と遜色ないというか、横並びということが説明しやすいと思う。この間70年という数字を出してきて、今はまだ引っ込めてはいないので、それも含めて、今回、それがなくてもここがあればいいのだということでこの所有権帰属の要件を出していただいたのだが、そこが提案団体との関係で納得を得られないようであれば、またそこも含めて、様々柔軟にお考えいただきたい。できればこの要件で折り合えて、今年度内に収まれば、それで提案を処理できるが、収まらないとフォローアップ案件ということになり、来年度以降もやり取りすることにならざるを得ないと思う。そこはできるだけ柔軟に対応いただければと思う。

（宇野構成員）説明の最後に「結果について地方公共団体へ周知」と書かれているが、現行法の中でこの要件でいけるということになったら、BOT並びの一つの類型として周知して、ほかのプロジェクトでも使えるようなものとして積極的に周知していくものなのか。どのようなスタンスでいるのか。

（国土交通省）現時点の考え方をベースにして、提案団体と話をさせていただきながら、また、共同提案されている自治体もあるので、そうした調整の状況も踏まえながら、御指摘も踏まえて検討させていただければと考えている。

（大橋部会長）これは裁判等であれば、紛争が解決すればいいだけの話なので、当事者がいいよと言ったらそれで終わるのだが、公営住宅の話は、非常に注目を浴びており、本部会でもよく取り上げている。取り上げる度に、ハードルが上がっていくような感じがある。それと、これは様々な団体が関心を持っているので、ここで成功すれば一個の好事例ということになる。政策的にほかに周知して展開していただくということは、この提案とは別に大事になってくるので、宇野構成員がおっしゃったように、周知の範囲は個別に限定されない可能性もあると思う。そこもお考えいただきたい。

（国土交通省）承知した。LABV方式は、基本、自治体等が持っている遊休地をどう活用してうまく地域のまちづくり、活性化に資するかというものである。その中で公営住宅というやや特殊な、憲法上の生存権に関わる、今回の明渡請求に係るような案件で活用するには一定の限定の下でということも考えざるを得ないということで累次議論、検討がなされているということで承知している。そういうことも留意しながら、御指摘を踏まえて対応させていただければと考えている。

（大橋部会長）それでは、是非そういう形でお願いしたい。公営住宅の仕組みは、生存権という形から始まったが、最近は、地域の中で施設をどう有効利用してまちづくりの中に落とし込んでいくかという視点が強く、徐々に建替事業も拡充しているので、そういう一環として是非捉えていただければと思う。

＜通番５：被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化（国土交通省）＞

（大橋部会長）この提案を受けて、令和９年度税制改正要望事項の中でこの問題を取り上げていただき、手続の円滑化や負担軽減の措置を講じると書いていただいたことは、非常に真摯に受け止めていただいたと思う。

また、アンケート結果を見ると、今御説明があったように、市区町村が確認書を発行したが税制特例が適用されなかったケースが実際に存在したことと、申請が同時期に集中することに伴う事務負担の問題があることは確認できたので、これをどう解消していくか、具体的な道筋を示すことが必要だと思う。１次ヒアリングの後、税務当局との間で調整等を実施されたか。

（国土交通省）来年度の税制改正要望については、８月末に国土交通省から税務当局に要望を提出し、これから年末に向けて税務当局との様々な調整を進めることになるので、調整自体はこれからになるが、それに臨むスタンスについては先ほど御説明したような形で、できるだけ今回のヒアリング結果を踏まえて、必要な対応ができるように図っていきたいと考えている。

（大橋部会長）この提案は、窓口が２つであるから、税務署へ一本化してもらいたいという提案であるが、今の御回答だと、市区町村で確認書を発行して、それを申告納税のときに税務署に持っていくという流れである。手続自体は従前と同じ形で考えているということか。

（国土交通省）おっしゃるとおりである。先ほど御説明したとおり、申告納税方式であるので、基本は納税者の責任において必要な書類を提出した上で、税制特例について税務当局で判断されると思う。制度上未調整の内容の申告がされたときに、税務当局で何か補完するような作業をする建付けにはなっていないので、まずそうしたところも勘案しながら、一方で適用を受けるに当たっては、当該物件についての居住・利用関係状況の確認が必要になっていくので、そうしたところについてしっかりとした確認をしていただける主体としては、従前から御説明しているとおり、市区町村が適切と考えている。

（髙橋構成員）今まで一本化と申し上げてきたのだが、資料に適用までの流れということが書いてあり、これを見ると、まず市区町村に行ってください、となっている。確認書が発行されてから税務署に行って、総合的に判断していただきたいという流れ図になっている。よって、まずは市区町村で書類を受け付けて、その際に申

請者は書類一式で持ってくるため、税務関係のことも含めて様々な質問を受ける。

そのため、申請者から提出された書類について、結局、今の運用だと市区町村が経由事務をやらされているような状態になっている。

税については税務署で適切にやっていただき、確認書だけは市区町村で発行する。これは二本立てで、税については税務署で適切にやっていただくことを申告者にはっきりさせていただきたい。市区町村は市区町村の責任のところだけ行うという運用がはっきり申告者に分かるように周知していただけるということをお願いしたい。

（国土交通省）今の御指摘の点については髙橋先生のおっしゃるとおりのところかと思うので、しっかりと市区町村と税務当局との役割分担が関係者あるいは納税申告者の人たちにも共有されるような形で、できるだけ分かりやすく誤解がないように進められるように、関係団体、関係省庁とも相談しながら進めさせていただきたいと考えている。

（大橋部会長）納税者が最初に市区町村に確認書の発行申請に行った場合に、そこで前倒しで税金のことについて質問を受けるのは市区町村にとって重荷なので、一回精査していただいて、空き家関連の事項については市区町村で確認し、あとは税務署にお願いするとかというような形でのメリハリをつけていただきたい。この提案の申請書の簡素化や添付書類の簡素化については、そういう面もある。

また、時期が集中することで事務負担の問題が出ているので、平準化等で負担を減らしていただくという観点が必要であることが明確である。これは重要な事務なので、今回の提案をベースにして継続して見直していただきたい。

（国土交通省）今御指摘いただいたような方向で対応させていただければと考えている。

（髙橋構成員）繰り返すが、空き家については確定申告時期に確認しなくてもいいということなので、空き家かどうかという点については、もっと早い時期から市区町村に確認の求めがされるようになるのが望ましい。納税者には、納税申告のときに税務署に行っていただきたい。その部分のルールを納税者に徹底していただけるようにお願いできれば有り難い。

（国土交通省）特に改修なり除却をして、それを市場に流通させる上では、宅建業者等が絡むところもあると思うので、その段階でうまく周知する等の方策も様々考えながら、必要なところと相談をして対応させていただければと考えている。

（大橋部会長）時期の分散というのは非常に大事な観点で、今は確定申告期に集中している。先ほど改善される形での運用を目指しますとおっしゃったので、分散を心がけた通知やパンフレットなどを合同説明会において今まで特段していなかった説明等を新たにするという理解でよろしいか。

（国土交通省）そういう御理解でよろしいかと思う。

（大橋部会長）是非そこは徹底していただければ、今回の提案に対して回答の一部にはなると思う。

＜通番10:鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加（農林水産省、環境省）＞

（大橋部会長）提案団体としてはしっかりと被害防止計画を作りたいが、そのためには捕獲目標など都道府県が持っている数字を入れなければならない。また、この数字は都道府県全体の数字であり、自分のところの数字については分からない。都道府県からのデータ提供が法律上や基本指針では努力義務となっているので、提案団体によれば、県が忙しくて予算もないから対応できないという返事があったということだ。

結局、少なくとも今指摘したような生息数を市町村レベルに即した形で提供するよう市町村が都道府県に対して求めたら、それに対して応じてもらえるように、法律の中に義務規定で書くか、農林水産省の基本方針の中でその旨を書くということが提案の趣旨である。

（農林水産省）今の御発言と農林水産省の認識はほぼ一致しており、提案団体の御要望内容については、そのと

おり受け止めている。

農林水産省としては御指摘のとおり、山形県においても生息調査を行っているが、地域ごとの細かい個別のデータをお示ししていないのが現状であると認識している。そのような市町村が求める調査を都道府県で適切に実施していただくことが何よりも重要だと考える。そのための予算についても、農林水産省と環境省で措置しているので、それらについて都道府県にしっかり御説明するべきと考えている。このため、市町村、県、我々及び環境省の四者で話し合い、結果を整理し、決定した方針に基づき適切に対応していくことを促すよう通知で示すことは可能だと考える。そのように寄り添った対応をするために、四者で意見交換をさせていただきたい。

（大橋部会長）御説明があったタスクフォースについては、優良事例とか好事例、高度化を目指して進めることを是非お願いしたい。一方、この提案はもっとベーシックな問題で、補助金も出るようなものなので、一番基本になる被害計画を市町村が作りたいというときに、計画に入れる数字を持ち合わせておらず困っている。数字の提供が今は任意になっているところがうまくいっていないので、都道府県が強く支援しなければいけないということを書いてもらいたい。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）の第５条で書くのもよいし、基本指針の中を書き換えてもらってもよい。これだけ鳥獣被害が出ている状況なので、そこは必須項目として、御指摘があった通知を出してはっきりさせていただくことが大事だと思う。これは提案団体だけの問題ではなく、非常にベーシックな問題なので、その取組を是非対応方針の中でお示しいただきたい。

（農林水産省）御指摘のとおり。シカとイノシシの被害を見ると、これまでは、どちらかと言えば西日本の方が多かったが、最近は、東日本でも増えてきている状況である。そのため、東日本には、調査を始めてからあまり期間が経過していない都道府県もある。一方、西日本等には地域毎に区分してデータを整理、提供しているような都道府県もあるため、そのような事例を提供しながら整理したいと考えている。

（大橋部会長）是非政策官庁である農林水産省から、都道府県にメッセージをしっかりと公的な文書で出していただきたい。御対応可能か。

（農林水産省）検討する。その際に、四者で意見交換をする場を設定したい。

（大橋部会長）事務局を入れて、地方分権の趣旨に従った形での提案に係る会議になるようにしていただきたい。問題は、スキームが緩いなどの点であるので、そこを引き締めるようなメッセージを出していただくことをお願いしたい。

（髙橋構成員）四者で個別的な対応として協議していただくのは、非常に有り難いと思う。

その上で、部会長が指摘したが、現行の基本指針だと一般的な努力規定しか書いていないので、具体的な要請があったときに対応しなければいけないということを書き込んでいただきたい。運用で徹底されるという話もあるが、これは法解釈の話だと思う。第７条の２を見ると、具体の計画ができ、計画執行上問題があったときに具体的に要請があれば、都道府県は必要な措置を執るということが具体的な努力義務として書いてある。努力義務と言っても具体的かつ高いレベルである。

ところが、大元の計画について、とにかく計画がなければ始まらないのにもかかわらず、そこは一般的な提供義務しか書いていない。計画なのだからというところでそういう取扱いだったとは思うが、実際上は補助金も付くし、大元の計画である。よって、計画の策定で困っていることがあり、具体的な要請があれば、それに対応する具体的な義務があることは法解釈として示せると思う。一般的な運用でこれが望ましいという話ではなく、法令の解釈として都道府県にそういう要請が具体的にこの法律で発生していることをどこかで明確にしていただきたい。それが大元の制度論だと私は思う。是非農林水産省と環境省で御検討いただければ有り難い。

（農林水産省）両省で連携して検討したい。

（勢一部会長代理）検討いただけるということで、是非よろしくお願いしたい。

その上で、都道府県が生息数を把握するための計画というのは、第二種特定鳥獣管理計画で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）の下で作るものである。こちらの法律のスキームだと、これは地域個体群の生息域を把握して広域で管理をするという発想なので、必ずしも全ての都道府県の計画が市町村単位のデータをそもそも持っていない可能性があり、鳥獣被害防止特措法のために都道府県に別に新たな事務をやっていただくか、あるいは鳥獣保護管理法の計画の部分が広域管理なので、何らか工夫して、鳥獣保護管理法の計画に工夫を入れるのかというのは、少し検討の余地があると思う。

ただ、生息域は動くので、ある程度広域の方がよく、必ずしも市町村単位の鳥獣被害対策のスキームがよいとは限らず、是非その取組と両方の法律の計画とかスキームを調整していただくようなところまで御検討いただければと思う。

（農林水産省）農林水産省としても御指摘のとおりの認識。広域移動する野生鳥獣については、当該個体群の生態エリアが山を中心に整理できることがある。実際に、第二種特定鳥獣管理計画の中で生息状況データを整理している先進的な都道府県において、山を中心に区域を分けて整理している例もあり、必ずしも市町村ごとで整理する必要はないと考える。

生息状況のデータの提供は重要。市町村においても、捕獲頭数などの目標を設定し、出没する個体のうちどの程度を捕獲するかを整理することになるが、御指摘のとおり、都道府県全体のデータのみでは、出没個体の状況をうまく把握できない。よく連携して整理をしていきたい。

（環境省）御指摘のとおりで、市町村の生息数と地域個体群の生息数というのは必ずしも合致しない。それで、おそらく今回の問題の一つの原因はそこにあり、農林水産省の発言のとおり、それぞれの制度の良いところをうまく組み合わせてやっていくのかと考えている。

これも農林水産省の方から指摘があったが、西日本の方では優良事例が既にあるので、四者でお話をさせていただく機会があれば、そういった事例も踏まえながら、山形県の実際のお困りのポイントを伺いながら対応していきたい。

（大橋部会長）法律の仕組みとして、環境省の所管法令が都道府県レベルのところに重点があるが、鳥獣被害という実際の農作物とかに影響が出ているところは農林水産省が責任を持ち、そこは市町村レベルでやっているが、２つの法律が並んだときに、うまくつながるかということについて課題があり、特に市町村の現在の執行能力を考えると、そこに鳥獣被害の対策の権限を下ろしている以上は、市町村が動けるようなデータをバックヤードから出していただかないといけない。

この点を意識した環境省の計画がこれから要求されるということが現場からの声だと思うので、そこの連携がうまくいくような形で今回は整理いただきたい。現状のように努力義務に置いておいたままでは、うまくいかない問題が実際に発生している。都道府県の広域的で主体的な役割を法律等で明確化するというような観点から、是非整理いただきたい。

＜通番15：二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直し（国交省）＞

（大橋部会長）今回お示しいただいた実際の事務負担軽減案を拝見すると、かなり負担は軽減されており、自治体の方がおっしゃっているとおりだと思うのだが、確認をもう一回させていただくと、都道府県建築士審査会を合理的に開催するという点に関しては、処分などで審査会を開催するときがあるので、そこで併せて開催すれば構わない。しかも、基本方針や合格基準の設定というのは毎年度は必要ないということ。加えて、ここに期間をお示しになっていないので、どれくらいで見直すかということは地方公共団体の主体的な判断というか、任意に判断していただければいいということである。言ってしまえば、意見があったら言っていただきたいと言って、変更を要するような場合にはここで取り扱うというような形で、例外的に修正するという形の整理で

あっても構わないような形になっている。合格基準の決定や合格基準を満たしているか否かの判断も指定試験機関に行わせることが可能とのことだが、これは私は限りなく委託を認めているような趣旨に読めて、自治体もそういう受け止め方をしているのだが、これは委託ではないのか。指定試験機関に合格基準の決定や合格基準を満たしている否かの判断を委ねるというところは委託と理解してよろしいのか。

（国土交通省）委託と判断して結構だと思う。

（大橋部会長）そこまで委託がされるとすると、結局、審査会を置いた知事が行わなければいけないのは、合格者決定のところだけが残るということなので、そこに至るまでの手続というのは都道府県が限りなく自由に行うような形になっている。審査会が関与するという仕組み自体は、最後の最後の首の皮一枚、これは捨てられないので、不定期に介入する可能性であってもそれは残すという回答に見えるが、こういう理解でよろしいか。

（国土交通省）然り。基本的にはほぼ最後の合格者決定や試験の作成の方針など重要なところはやはり自治体に残しておく必要がある。しかし、そのほかの実際の試験の実施に係るところについては基本的には委託で良いという形で考えている。やはり自治体によっては、場合によっては地方の建築士として独自の試験を実施するとか、あるいは合格の基準を決めるとか、そういうこともあり得るので、そういった選択肢だけは残しておくというのは重要かと思っている。

（大橋部会長）しかし、今は全部一律で全国でやっているわけである。何かそれでまずいとか、不満があるとか、国交省から見てこのやり方は将来的に変えるべきだとか、何かそういうお考えはお持ちなのか。

（国土交通省）実は先般の国会でも建築士法を改正したが、建築士はどんどん高齢化しており、半分以上が60歳以上という状況である。やはりこれから建築士が足りなくなっていく中で、全国的にどれくらいの建築士が必要とされているかということについては、多分それは東京とか大阪という都心の事情と地方の事情で大分違ってくるので、それぞれの地方で建築士は足りているのか、どういう人を育てるべきなのかということを、都道府県ごとにお考えいただくということは将来的にはあり得るのかなと考えている。そういう意味では、顕在化しているわけではないが、将来的に、おそらく建築士は足りなくなるのではないかという懸念は持っているため、都道府県ごとに考えていただくのが大事だと思っている。

（大橋部会長）ただ、都道府県のマンパワーの問題もあり、そういう事情で委託をしているところが多いので、そのところはやろうと思うと相当都道府県が自分で負担を被ることになるので、あまり現実的でないような気がする。他方で、地域特性ということは、試験で地域特性を見るほかにも、定期講習等でそういうものをカバーするなど、やり方は２つあると思う。定期講習は二級、木造建築士では義務になっているのか。義務であれば、そのところで地域の問題を扱っていくという選択肢もあるのかなという気がする。そうすると、あまり試験制度のところで独自、独自とやっても、実際に全然そちらに向いていないものがそちらに集約されていくようなことになるのかなとかと思うが、そこはいかがか。

（国土交通省）定期講習でやるというやり方ももちろん今後としてはあり得るが、それは正に建築士制度そのものの在り方を議論しなくてはいけなく、ちょうど中央建築士審査会の中でそういった建築士の在り方の議論をし始めているところである。その中でどこまで試験で見て、どこまで定期講習で見るかというのは議論していきたいと思っている。

　補足であるが、先ほど都道府県で、基本的に全部委託しているということなので、独自のものをやるマンパワーがないというところもあるのだが、水面下であるが、建築士の試験を独自のものにできないかという御相談も実は受けている部分があるので、その選択肢をここで潰してしまうというのはなかなかできないのかなと思っている。

（髙橋構成員）今の御説明で疑問を持ったのは、地方で建築士が足りなくなる可能性があり、それは大都市と地方で大分差があり得るというお話であった。だから、都道府県で試験の合格基準の決定についての選択の余地を残しておきたいみたいなニュアンスのように承ったが、需給調整の話を技能のレベルでやるのがいいのかと

いう点については、建築安全の制度の中では他事考慮なのではないかという気がする。

大元は、昔は地域の独自の建て方があるので残しておこうという話であったはずで、これは１次ヒアリングで申し上げたのだが、今は建売など全国共通の建て方が浸透していて、地域の特性でいじらなくてはいけない工法等はなくなっているのではないかと。その反映が、実態として、全国一律で委託、事実上試験のレベルも全部決めてもらっている現状となっていると思う。そのような意味では、この制度は事実上機能していないのではないかと思う。そこは正面から認めていただいて、あと、建築士の確保についてはもう少し別な観点からしっかり都道府県にお願いする方が、建築安全の観点からいうと本筋なのではないかなと受け取ったが、それではまずいのか。

（国土交通省）需給によって合格のレベルを変えるというよりは、国で一律の試験をするよりは、地域の様々な実情に応じたやり方もあるのではないかと。御指摘のように、住宅の基準というものはほぼ同じような基準である。一方で、省エネ基準などは、同じ省エネ基準レベルと言っても地域によってレベル差があるので、例えば鹿児島での省エネ基準合格と北海道で省エネ基準合格は物が違う。そういう意味では、物が違うので、地域によって求められる措置も違うということ。

それから、建築基準法の中で、地域で独自に条例で規制を付加できることになっているので、例えば静岡県などは、より厳しい耐震の基準を持っていたりするので、そういう意味では、御指摘のようにかなり普遍的になっている部分も多いと思うが、一方で地域によって求めるレベルというのが違っている部分もある。その辺り、この制度の中でどれくらい重きを置くかということは議論の中に入るのかなと思っている。

（大橋部会長）お調べいただいたように、８割が資格を取得した都道府県内で仕事をしているということだが、逆に言うと、２割は外に出て仕事をやっている。その都道府県の地域特性にふさわしい試験を受けて、受かった人がほかで仕事をしているということもあるので、そのところはどう説明するのだろうとかという問題が残るような気はする。結局、今日お示しいただいた御回答だと、事務負担は事実上は非常に軽減されていて、ほとんど提案団体の求めは満額回答に近いものはあるのだが、理念的に建築審査会が関与するという建付けのところについては、最後の最後まで残るという判断をしているが、やはりこれは大事なのか。そこはどうしても譲れない何かがあるのか。ほとんど実態がないような感じがするので、万が一何かあったときに関与できるという程度の仕組みになっているのかなと思うが、いかがか。

（国土交通省）もともと処分もしているので、建築士審査会を年１回は開いていると思うので、そういう意味では事務負担自体はかなり軽減できるかと思っている。

資格について建築士審査会を関与させるかどうかは、資格制度全体の根本的な課題にもなるので、我々としては、８割か２割かという議論はあるかと思うが、様々な地域の多様性がある中で、国で一括してやるということではなく、やはり地方ごとの特色を生かした審査会での関与というものが必要と考えている。

（大橋部会長）提案団体はこうした回答には満足しているのか。

（大上参事官）ヒアリングをした印象では、事務負担の軽減という点で歓迎はしているが、やはり関与そのものというところまで踏み込んだ提案内容になっているので、そこについて残るというところは、必ずしも満額というところにはいかないのかという認識はある。かなり御検討いただいているというのはありつつも、やはり部会長御指摘の点は残っている。

（大橋部会長）最後、形は残っている。

（大上参事官）そこは御説明いただきたいというところ。

（大橋部会長）そこを残す理由という点について、何か根拠をお示しいただく必要があるのかなという気はする。ぎりぎり建築士審査会の関与というものは残さなければならないということの説明が必要である。回答がほとんど実質関与が緩いというか、ほぼないような形になっているので、なおさらである。

（髙橋構成員）建築士の在り方について議論されているという話だと思うので、是非そういうことも含めて御検

討いただくということはお願いできないのか。その議論の中で、二級建築士等に対する都道府県建築士審査会の関与の在り方ということで、在り方論について大元から適切に検討していただく、議論していただくということをお願いできるということはないだろうか。

（国土交通省）考えたいと思う。どちらかというと一級建築士がメインの検討にはなっているが、やはり担い手不足とか、特に今後はストックの時代になってくるので、それに対応できる建築士というのをどうするかという議論を始めている。それは実は地方でも同じで、地方もやはりストックというのがメインになってくるので、正に地方にあるストックをどうするかということが建築士に求められる技量だったり、あるいは先ほど申し上げた省エネ基準のようなところもかなり地域性が高いところがある。そういうところをどうやっていくかというのを含めて、その中で検討していきたいと思う。

（宇野構成員）その際に、どうしても今のこの議論は建物の性能というか、建物の安全をどういうふうに確保するかという観点のものになっているのだと思う。地域ごとに建物が違うとか、昔は建物の確保が重要であったために、地域独自の建物の建て方を認めていたという背景があったと思う。しかし、これからは建築士の確保ということが問題なのだろうから、建物というものに着目して制度を作るというよりは、また違った観点から建築士の確保という議論をしていただいた方がいいのかなと思う。この制度で確保しようというと、少し筋が違うのかなと思うので、その辺りは検討をお願いできたらと思う。

（国土交通省）この制度だけでやるわけではないので、そこはもう少し広い制度全体で建築士の確保という議論もしていかなくてはいけないと思っている。それは一級、二級建築士だけではなく、様々な教育だったりそういったものを含めて広く議論していきたいと考えている。この試験制度で合格レベルを上げたり下げたりして確保するということでは全然ないので、そういう意味では、資格者の能力の在り方等とか、正に教育だったり、そういうことも広く議論していきたいと考えている。

（宇野構成員）そうすると、今回首の皮一枚残していることの意味があまりよく分からないというのが率直な感想である。

（国土交通省）そういう意味では、これから議論する中で様々な可能性として、今回全部を国で一律にやってしまうというよりは、地域の関与というのを今後の議論の可能性としてもやはり残しておきたいという趣旨がある。

（大橋構成員）建築士審査会の関与を首の皮一枚で残されるというので、部会長からも残す根拠が欲しいというお話があったと思う。審査会については、第三者性の保証された機関が試験の根幹に関わることによって公正中立性を担保するという理念があると思うが、理念と実態のバランスというのが多分求められていて、その点はどうなのだろうか。ここ最近で、第三者性のある機関が関与することで試験の公正中立性が担保されたみたいな実例があるのか、それとも取りあえず理念だけでもやはり残しておく必要があるということなのか、その辺りについて御教示いただきたい。

（国土交通省）現時点では１つの機関に委任していて、そこで試験問題なども作っていて、最終的な結論については当然各都道府県の審査会でやっているということなので、それがどういう形で客観性を確保できるかというのはなかなか実例としてお伝えすることはできない。そこはそういう手順を踏んで客観性を確保できていると考えているということかと思う。

（勢一部会長代理）これから御検討いただけるということについてだが、どのようなものの地域性がこれから必要なのかというところは、やはり具体的に説得力を持って示していただきたいと思う。

　先ほど省エネ基準や条例による規律についてお話しいただいた。確かにそれは地域性なのだが、やはり資格を持つプロとしては、その地域で仕事をするときに、資格を取るときだけではなく、資格を持っているときに当然そういう規律とかルールというのは把握した上で仕事をするはずである。それが地域ごとに違うから、やはり地域性が大事であるとはならないような気はしているので、もう少し、どうしても地域で審査会が関与し

ながら知事が関与しながら決めなければいけないことというのは何があるのかというところは是非詰めていただきたいと思う。

（大橋部会長）今日伺った事務負担軽減策は是非実現していただきたいのだが、具体的にどういう形で地方公共団体に伝達して、どういうスケジュールで実現するかという見通し等を最後に教えていただけるか。

（国土交通省）基本的には事務連絡あるいは通知という形で各特定行政庁、都道府県にお伝えするという形になるかと思う。できれば令和８年度中に条件を全て整理して、令和８年度中に出したいと思っている。

（大橋部会長）是非この事務負担軽減策については今言った形で進めていただきたい。そこまで進むと、今日の議論で出てきた建築士審査会というものの在り方とか、仕事は何をさせるのだろうかとかということが改めて問題になる。建築士制度について検討されているということなので、そういうスパンの中でこの点の仕組みについても、地方公共団体からここまで意見が出てきていて、逆に言えばこれだけ審査会の関与がなくても現場がこれだけ流れているというのはすごいことなので、違うスキームの在り方や仕事の仕方が何かあるのかなと考えさせられるような事例ではある。その辺りの検討も是非引き続きお願いしたい。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）